

定 款

株式会社トライト

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社トライトと称し、英文では TRYT Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 有価証券の取得、保有、管理及び売却
2. 労働者派遣事業
3. 有料職業紹介事業
4. 教育研修事業
5. 各種情報収集、情報処理、情報提供、コンサルティング及びマーケティング
6. インターネットホームページの企画、開発、設計、保守及び管理業
7. 各種システム、ハードウェア及びソフトウェアの企画、開発、設計、販売、使用許諾、保守、管理並びにこれらの仲介業
8. 電気通信事業法に基づく情報通信サービス及び関連する情報処理サービス
9. 公共施設の運営、維持・管理に関する事業の受託
10. イベント及びセミナー等の企画、制作並びに運営
11. M&Aに関する仲介、斡旋及びアドバイザー事業
12. 販売業務及びアフターサービス業務の受託並びに販売代理店事業
13. 広告事業
14. 経理、給与計算、その他の事務処理に関する代行業務
15. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊工業新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、400,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 7 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次項に定める請求をする権利
 - 2 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 8 条 当会社は、株主名簿管理人を置くことができる。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 9 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新

株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集及び招集権者)

- 第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により会長又は社長がこれを招集する。会長及び社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

- 第12条 株主総会の議長は、取締役会の決議により会長又は社長がこれに当たる。会長又は社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

- 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株

主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第16条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は8名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を

選定する。

- 2 代表取締役は社長とする。
- 3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

第21条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長又は社長がこれを招集し、その議長となる。会長及び社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないうで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締

役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第29条 当会社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。また、監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第44条 当社は、株主総会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

- 3 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第46条 剰余金の配当及び前条の中間配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第47条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令

の定めるところによる。